

休業要請事業者経営継続支援事業

休業要請を行った事業者について、休業による影響を受けるため、国の緊急経済対策の持続化給付金に加え、県・市町が協調して一定の経営継続支援金を支給

1 対象者

(1)、(2)、(3)のいずれも満たす県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主

- (1) ①特措法に基づく休業要請、②特措法に拠らない協力依頼（100㎡超～1,000㎡以下等）、③営業時間短縮の依頼（飲食店）に応じた事業所
- (2) 売上が令和2年4月において前年同月対比50%以上減少している事業者等
- (3) 事業を休業していること

2 支援金の額

中小法人 1,000千円 個人事業主 500千円
ただし、飲食店及び旅館・ホテルについては、
中小法人 300千円、個人事業主 150千円

3 事業区分

県・市町協調事業として実施

県事業 : 2/3相当

市町事業 : 1/3相当

4 実施方法

- ・ 交付事務については、県が市町から受託して一括して実施
〔 支援金の市町分を県が市町から受け入れ、県分とあわせて交付
〔事務費は全額県負担〕 〕
- ・ 申請時に休業したことを証する書類の提出を求める